### 胃がん検診車1台の購入 入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 入札公告(写し)
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 仕様確認申込書、入札内訳書、質問書
- ⑥ 入札書
- ⑦ 見積書(入札不調時協議用)
- ⑧ 委任状
- 9 入札の注意事項
- ⑩ 提出書類の注意事項
- ① 契約書(ひな型)
- ① 誓約書(2種類)
- ③ 誓約書(様式8号関係)

<担当>

兵庫県出納局物品管理課 物品班 児玉 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 078-341-7711 (内線75787)

- ※ 物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない方は、入札説明書の記載のとおり、物品関係入札参加資格申請書を上記①の申請書とともに、期限までに提出願います。
  - なお、提出書類に不備等がある場合は、認定に時間を要することがありますので、なるべく早めに提出してください。
- ※ 物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている方は、上記①の申請書に、物品関係入札参加 資格審査結果通知書の写しを添付の上、期限までに提出願います。

# 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

4

氏 名:

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

所 在 地 商号又は名称 代 表 者 名 電 話 番 号 メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 胃がん検診車1台の購入
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書 (写し)
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

<u> </u>		職・氏名:
※下記枠内は記入り	しないでください	
執行者 立会	会人 確認書類	
連絡先(担当者)		
所 属:		電 話:

FAX: -

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和7年7月15日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

胃がん検診車1台

② 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年2月26日(金)

⑷ 納入場所

兵庫県庁1号館(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)にて確認検査後公益財団法人兵庫県健康財団 神戸西事務所(神戸市西区学園西町6丁目3番1号)へ回送

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の 日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 児玉

電話 (078) 341-7711 内線75787 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和7年7月15日(火)から同月29日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和7年8月26日(火)午後4時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による

入札については、令和7年8月25日(月)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和7年7月15日(火)から同月29日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(令和7年7月29日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和7年8月19日(火)午後5時から同月26日(火)午後4時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1) ウに同じ。

#### 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

#### ア 受付期間

令和7年7月16日(水)から同年8月12日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和7年7月16日(水)から同月29日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(令和7年7月29日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

- ウ 提出書類
  - (7) 仕様確認申込書
  - (4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
- 工 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年8月19日(火)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- ③ 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。
- 5 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年8月22日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件
  - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
  - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年9月9日 (火)まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。 なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A Purpose-built Mobile Vehicle for X-ray Vehicle for gastric region

- (3) Delivery period: February 26, 2027
- (4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo (Inspection to be confirmed). Then Public Interest Incorporated Foundation Hyogo Health Foundation 6-3-1 gakuen nishimachi, nishiku, Kobe, Hyogo.

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 29, 2025

(6) Deadline for tender:

16:00 August 26, 2025 by direct delivery, electronic bidding system 17:00 August 25, 2025 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kodama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 75787

### 入札説明書

胃がん検診車1台の調達に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量 胃がん検診車1台
  - (2) 調達物品の規格、品質、性能等 別添仕様書のとおり
  - (3) 調達物品の条件等 別添仕様書のとおり
  - (4) 納入期限

令和9年2月26日(金)

(5) 納入場所

兵庫県庁1号館(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)にて確認検査後公益財団法人兵庫県健康 財団神戸西事務所(神戸市西区学園西町6丁目3番1号)へ回送

#### 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を 受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録) 者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和7年7月29日(火)午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて4(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(別紙様式第2号。以下「申込書」という。) の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札参加の申込み
  - (1) 提出場所

兵庫県出納局物品管理課(兵庫県神戸市中央区下山手通 5 —10—1) 電話番号 (078) 341—7711 (内線75787)

(2) 参加申込みの期間

持参の場合は、令和7年7月15日(火)から同月29日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

兵庫県電子入札共同運営システム(以下、電子入札システムという。)による場合は、上記期間の毎日午前9時から午後8時まで(県の休日を除く。)利用できる。(令和7年7月29日(火)は午後4時までとする。)

#### (3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記(1)に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札システム利用者については、同システムにより申請を行うこと。

- イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- ウ 前記2(5)の事実を確認するため、該当する実績の契約書、納品書等の写しを申込書に添付すること。
- (4) 入札参加資格の確認

- ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
- イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果 を令和7年8月5日(火)までに申込者に電子入札システム又は文書(一般競争入札参加資格確認 通知書)により通知する。

そのため、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。

返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

なお、電子入札システム利用者については、同システムにより通知を行うため、返信用封筒は不要とする。

- ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意) を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。
- (ア) 提出期間

令和7年8月6日(水)から同月13日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (イ) 提出場所
  - (1) に同じ。
- (ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和7年8月18日(月)午後5時までに書面により回答する。

- (5) その他
  - ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
  - イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
  - エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

#### 4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

令和7年7月16日(水)から同年8月12日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和7年7月16日(水)から同月29日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(令和7年7月29日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課(兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

電話番号 078-341-7711 (内線75787)

- ウ 提出書類
- (ア) 仕様確認
  - ①仕様確認申込書
  - ②仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
- (イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年8月19日(火)午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1) オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。
- (4) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

#### ア閲覧期間

令和7年8月19日(火)から同月25日(月)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- イ 閲覧場所 前記3(1)に同じ。
- 5 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和7年7月15日(火)から同月29日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- 7 入札・開札の場所及び日時
  - (1) 場所 兵庫県庁1号館1階入札室
  - (2) 日時 令和7年8月26日 (火) 午後4時
- 8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、 入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達 に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項 に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合 は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記 入し、令和7年8月25日(月)午後5時までに前記4(1)イの場所に必着すること。

電子入札の場合は、令和7年8月19日(火)午後5時から同月26日(火)午後4時まで(県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。)に入札を行うこと。

- 9 入札書の作成方法
  - (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
  - (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
  - (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
    - ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
    - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
    - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
    - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。
  - (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 電子入札の場合については、電子入札システムにより入札を行うこと。 入札書の記載方法等は上記(1)から(6)を準用する。
- 10 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、令和7年8月22日(金)正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年8月22日(金)以前の任意の日を開始日とし、令和7年9月9日(火)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算 して得た額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

#### 11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

#### 12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる 入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、 無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
  - (注)予定価格には次の費用を含む。
    - ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
    - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
    - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。 なお、入札書を郵送した者、電子入札を利用した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札 者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定 める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

#### 14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。
- (2) 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。) が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年9月9日(火)まであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の 入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く)。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。 なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く)。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は (5)に違反して無効となったもの以外のもの
- 15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、 入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、 又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、 入札者の負担とする。

#### 16 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約(以下「電子契約」という。)により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して7日以内(県の休日を除く。)に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

- (1) 書面の契約書の場合
  - ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。
  - イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
  - ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (2) 電子契約の場合
  - ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出 し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電 子署名を行うこと。
  - イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。
  - ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。 なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義 誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア暴力団及び暴力団員でないこと、イ暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求める。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加する。

#### 19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1 兵庫県出納局物品管理課 (電話番号: (078)341—7711 内線75787)

# 令和7年度 胃がん集団検診車仕様書

兵庫県保健医療部疾病対策課

#### 1 名称

胃がん集団検診車

#### 2 数量

1台

#### 3 納期

令和9年2月26日

#### 4 納入場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁1号館にて確認検査後

公益財団法人兵庫県健康財団神戸西事務所(神戸市西区学園西町6丁目3番1号)へ回送

#### 5 摘要

- (1)本車体は道路運送関係法令、車両規則及び保安基準、医療法施行規則、JIS規格に基づき製作する。
- (2)自動車は、振動をできる限り少なくし、法令に基づく環境基準に適し、排出ガス規制、騒音規制を守り、安全に運行ができるものとする。
- (3)「兵庫県公用車に係る次世代自動車等導入指針」に定義するクリーンディーゼル自動車とする。

#### 6 工作

工作は念入りにし、各部の寸法並びに組立は正確であり、かつ、使用上の補修及び部品の互換性を考慮するとともに、保安上重要な部品については特に注意して製作する。また、風雨にさらされる部分は、錆の発生並びに雨水の侵入のないように工夫する。

特に、タイヤハウス及びフェンダー周りにはタフコートを吹付けるなど、錆、腐食の抑制には念入りに工夫する。また、前部扉の内側と昇降ステップに泥はねしないよう工夫する。

#### 7 材料

- (1)鋼材は、規格品を使用する。
- (2)木部は、死節、干し割り、腐食なく、乾燥した耐水合板を使用する。

#### 8 車体・エンジン

車体は、トラックシャシに架装し、長距離及び山間部の走行に耐えられるよう、次のとおりとする。

(1)エンジン ディーゼルエンジン (燃料タンク:200 次、鍵付き)

(2)エンジン出力 176KW (240PS) 以上

(3)サスペンション 後輪エアサスペンション付き

(4)ブレーキ フルエア式(ABS装備車) 坂道発進補助装着車

(5)ステアリング パワーステアリング

(6)補助拘束装置 歩行者検知機能付衝突回避支援システム

#### 9 車体構成

前部を乗務員室(兼操作室)とし、中央部を撮影室、後部は待合室(兼更衣室)とし、各室を車内レイアウト例のように完全に仕切る。ただし、各装置の大きさ、配置及び性能に応じ、車内レイアウト例以外の配置も可能とするが、事前に設計図を提出し承認を得ること。

なお、各室等と撮影室の仕切りには、放射線防護に必要な鉛当量を有する鉛ガラス、鉛入りの仕切りで遮へいする。また、放射線防護に必要な鉛当量とは、関係法令に基づく遮へい計算によって算出された値以上とする。

#### 10 車体主要寸法及び定員

- (1) 全 長 8,700mm 程度(最大9,000mm 以内)
- (2) 全幅 2,500 mm程度
- (3) 全 高 3,500mm 程度
- (4)室内幅 2,300mm程度
- (5)室内高 2,200mm程度
- (6) 乗車定員 6名以上

#### 11 骨格及び外板

構造は骨格にリベットレス方式とし、長期使用に耐えるよう強固に補強する。鋼板は、最低 1.0mm厚を使用する。また、スカートリッドは、防錆仕様としてアルミ板又はステンレス鋼板 を使用する。

#### 12 屋根

0.8mm 以上厚のボンデ鋼板等(アルミ複合板等で同等の性能が得られる場合を含む※1)を使用し、強固な骨格に溶接するとともに断熱塗装を施す。また、強弱調整可能な吸排気式換気扇を指定の場所に取り付ける(乗務員室、撮影室及び待合室に必ず設置すること)。

#### 13 天井・側壁(内張)

天井は、カラー鋼板またはカラー合板( $\frac{1}{2}$ 1)仕上げとし、側壁もカラー鋼板またはカラー合板( $\frac{1}{2}$ 1)仕上げとする。断熱材は、要所(天井・側壁等)に挿入する。

#### 14 エンジンルーム

充分な防音、断熱処理を施す。

#### 15 床

防音、防熱材を使用する。15mm 以上厚耐水合板を根元にネジ締めとする。上面には指定色のロンリウームを張り、乗務員室、操作室は指定色の絨毯張りとし、フック等で押さえる。撮影室、待合室等には、指定のクッションマットを敷き要所をアームステンレス板等で押さえる。

#### 16 窓

原則、全ての窓は UV カット仕様とする。

#### (1)前窓

通常走行に耐える厚熱線吸収安全ガラス(上方ボカシ)又はトラック純正を使用する。なお、後列の乗務員席からでも、走行中に前方の視野を遮らない構造(天井部まである窓など)となるよう打ち合わせする。

#### (2)側窓

通常走行に耐える厚熱線吸収安全ガラス(運転席、助手席以外は色付き)を使用し、アルミ枠引違式とする。但し、運転席及び助手席の窓はパワーウィンドも可とする。 側面の窓は、乗務員席と操作室、待合室に設ける。なお、撮影室は窓なしとする。

#### 17 出入口(扉)

全ての扉は鍵付きとし、扉の内側には、乗り降りが容易となるよう手すり等を設ける。

(1)乗務員室の前部(運転席、乗務員席)

片開き式の扉を両側に設ける。

(2)左側面出入口(管理区域)

片開き式の扉とし、乗降口のステップを塞ぐ蓋を設置すること。また、扉が開いている時は、エックス線照射が出来ない設定とする。

(3)後部出入口(受診者監視カメラを設置する)

片開き式等の扉を設け、床下に格納式階段を取り付け、年配者でも乗り降りしやすい段差にし、アルミ製の補助ステップを取り付ける(指定の場所に手すりを設ける)。

#### 18 カーテン

全ての窓(鉛ガラス含)にはマジックテープ付きの指定布製 UV カットカーテンを取り付け、後部出入口は、天井より吊り下げ式で、下方にオモリを入れ中割り左右開きとする。また、予備カーテンを各一式付ける。

(1) 操作室カーテン

原則、乗務員室と操作室は、天井より吊り下げ式で左右開きとする。※必要に応じ、遮光カーテンとする。

(2) 更衣室カーテン

原則、天井より吊り下げ式で片開きとする。

(3)後部出入口

原則、天井より吊り下げ式で左右開きとする。

(4) 待合室

長椅子の待合席が更衣室としても使用できるようカーテンを取り付ける。 原則、天井より吊り下げ式で片開きとする。

(5) 介助席

跳ね上げ式の介助席が更衣室として使用できるようカーテンを取り付ける。 原則、天井より吊り下げ式で片開きとする。

#### 19 座席

シートクッションはウレタン入り、上張りは指定色モケット張りとし、白のハーフカバーを 取り付ける(予備のカバーを各一式付ける)。乗務員室の座席は安全シートベルト付きとする。 次のような席を設ける。

(1) 運転席 1脚・1名掛け 上下前後調整式でハイバックのリクライニング式

(2) 助手席 1脚・1名掛け ハイバックのリクライニング式

(3) 補助席 1脚・1名掛け 折りたたみ式(助手席横に設ける)

(4) 乗務員席 1脚・1名掛け 助手席、補助席後方にリクライニング式

1 脚・1 名掛け 運転席後方に背宛て反転前後調整肘掛け(操作席を兼ねる)

(5) 待合席 1脚・2名掛け以上 原則、長椅子を設ける(待合室内)

(6)介助席 1脚・1名掛け 跳ね上げ式等、走行時に固定できる構造又は機能を有すること

(7) 更衣席 2 脚・1 名掛け 跳ね上げ式等、走行時に固定できる構造又は機能を有すること。

#### 20 室内照明

(1) 乗務員室 1 灯 DC24V-10W 相当の LED 仕様

(2) 操作室 2 灯以上 18~20W 相当の LED 蛍光灯 照度調整機能を有する。

- (3)撮影室 4 灯以上 18~20W 相当の LED 蛍光灯
- (4) 待合室 4 灯以上 18~20W 相当の LED 蛍光灯
- (5) 更衣室 1 灯以上 18~20W 相当の LED 蛍光灯(2)から(5)の AC、DC の別は指示する。

**21 放送設備** 次のようなアンプの連絡方法とする。

(1) 運転席←外部後方

(スイッチ方式又はバックギアにシフトチェンジした時にオンとなる方式)

- (2) 操作室⇔撮影室・待合室(撮影室と待合室との切換え機能を有する)
- (3) CD 又は DVD 一体型 AM/FM ラジオ

#### 22 電源導入及び配電装置

- (1) 外部電源の引き込みは、単相 200V で 2P 防水ゴムキャップ式を使用し、胃部撮影用コードリールは 30m 引き出し式とし、ルームエアコンのコードリールは可搬式とする(胃部撮影とルームエアコンの使用が同時に行なえること)。
- (2) アース線は、10m コード自動巻き取り式とする。必要に応じ、アース用端子を車体の前部、後部に各1か所以上設ける。(アース端子は、車体面に出ない構造とする。)
- (3) 発動発電機は、防音カバー付き等の騒音が小さくなるよう工夫されたものとし、撮影・ルームエアコンに支障が起きない容量(10~12Kw程度)のものを設置する。また、排気口は車体上部等に設ける。
- (4) 配電盤は、指定の場所に設置する。
- (5) AC100V コンセントは、操作室、撮影室、待合室にそれぞれ 2 か所以上設置する。また、 外部電源(コードリール)庫内に 1 か所設置する。
- (6) 室内照明、換気扇などのスイッチは、指定の場所に設置する。
- (7) ステップダウントランスを指定の場所に取り付ける。

#### 23 冷・暖房装置

乗務員室は、トラック純正のキャビンエアコンを基本とし、後部乗務員席用にエアコン吹き出し口を設ける。操作室、撮影室、待合室の各室には、ルームエアコン(200V 仕様 3 室マルチタイプ、室内×3・室外機×1 )を設置し、夏場の猛暑に対応できるだけの性能を有すること。また、各室に風量調整可能なプレヒーター温水式を設置すること。

#### 24 遮光板 (サンバイザー)・スクリーン

運転席、助手席前窓に大型のもの(トラック純正可)を設置する。また、1 枚式の上下可動式 スクリーンを設置する。

#### 25 カーナビゲーションシステム等

次の機能を含むものとする

(1)後方確認装置(バックアイカメラ)

車体後方上部にカメラを設置する。また、液晶カラーモニターとし、運転席付近(ダッシュボード埋め込み式)に設置する(後部の扉、外部テント等に影響がないように工夫する。)。

- (2) ETC 車載器
- (3) ナビゲーションシステム

(大型車通行用のソフトがセットされているもの。またはナビに車両寸法が登録できるものとする)

(4) ドライブレコーダー (前方及び後方)

#### 26 充電器

100V、12V 及び 24V のものを指定の場所に設置する。

#### 27 乗務員室

床面には、指定色絨毯を設置する。(周囲をホック止めとする) 乗務員室には、消火器、信号災管、信号灯赤旗、デジタル式時計を運転席近くに設置する。

#### 28 操作室

撮影に支障がない部屋の明るさ(照度調整機能付き等)に工夫し、集団検診に適した操作が できる操作卓を設置する。

受診者の安全確保のため、撮影技師等が操作室・撮影室の間をスムーズに移動できるよう動 線を確保する。

(1) 操作卓付近には、エックス線発生装置、無停電電源装置 (UPS)、撮影画像モニター、画像記録媒体装置などを設置する。

エックス線発生装置の上部に作業テーブルを設置する。

後部出入口に受診者監視モニター(液晶カラー)を設置する。

撮影室内が監視できる液晶カラーモニターを設置する (カメラの設置場所は指定する)。 湿温計、収納棚、デジタル式時計を設置する。

(2) 収納棚は、走行中に開放しないようロックを取り付けること。なお、設置場所並びに形状については打ち合わせする。

#### 29 撮影室

車体中央部に設置し、医療法施行規則に適した放射線防護を行い、特に、管理区域内における防護は医療法施行規則を厳守し、全ての仕切りを鉛当量 2.0mm 程度(防護に必要な量)とする。 集団検診に適した装置で、医薬品医療機器等法、医療法施行規則等の関係法令に基づき、特に受診者が安全に検査できる装置であること。

操作室と撮影室との仕切扉は、撮影室側で開閉するAC用自動引き扉(以下、電動式引き扉) とし、待合室と撮影室の仕切扉も撮影室側で開閉する電動式引き扉とする(走行中に開閉しないようロックを取り付けること)。

電動式引き扉の開閉操作は、待合室、撮影室、操作室からできるものとする。(設置場所は打ち合わせをする)。なお、電動式引き扉が開いている時は、エックス線照射ができない設定とし、電動式引き扉開閉表示灯を作業従事者の見やすい位置に設置する。

監視窓は、撮影室内の死角部分を最小限に考慮し、操作卓前部に 800mm×600mm 程度、AC 用 自動引き扉と介助者作業テーブル付近に400mm×300mm程度の窓を設け、鉛ガラス(Pb 当量2.0mm 程度)を入れる。

収納棚を設置する(走行中に開放しないようロックを取り付けること。なお、設置場所並びに形状については打ち合わせする)。

受診者の安全を確認する監視カメラ(2機)を設置する。

#### 30 待合室

受診者・介助者・撮影技師等が検診の際、スムーズに動けるようなスペースに配慮すること。 また、後部中央出入口付近の床面は、脱着式フロア(下部縞板張り)とすること(形状については指示する)。

次の設備を設ける。

(1)撮影番号表示モニター(撮影装置と連動)

- (2) 介助席・待合席
- (3) 介助者作業テーブル
- (4) 更衣スペースを仕切る壁(設置場所並びに形状については、打ち合わせする)
- (5) エックス線照射表示灯(使用表示灯)
- (6) 脱衣、着用置き棚・収納棚

収納棚は走行中に開放しないようロックを取り付けること。なお、設置場所並びに形状については打ち合わせする。

- (7) カーテン式脱衣コーナー2か所以上(更衣室)
- (8) デジタル式時計
- (9)鏡(更衣室2カ所と待合椅子付近)
- (10) DVD 映像によるエックス線検査についての説明が行える設備を設置する。
- (11) 医療法施行規則に基づく、受診者及び従事者への注意事項、管理区域標識など関係法令に基づくものを設置する。
- (12) バリウム置場を設置する。
- (13)後部出入口に受診者監視モニター(液晶カラー)を設置する。

#### 31 撮影装置

胃部検診車用エックス線 TV システムは、検診車に胃部透視撮影用リアルタイムデジタルラジオグラフィエックス線テレビシステムを搭載し、DI COM3.0 以上に準拠したエックス線画像が施設内専用の画像観察装置にて読影できるシステムとする。

撮影画像を検診日時・エックス線番号・氏名・年齢などとマッチングし、画像保管できること。無停電電源装置(UPS)を装備し、停電時には自動的に切替えが行えること。

装置は次の項目を設ける。

(1) 透視撮影台は、オーバーチューブ方式でエックス線照射野を基準に±30°以上のローリングが可能であり、逆傾斜位45°以上が迅速に行えること。

映像系は縦横移動方式とし、縦移動速度は8cm/秒以上であること。また、縦移動ストロークは最大70cm以上とし、踏み台からX線束中心までは73cm以下であること。

表面はファイバーを用いたものにする。

受診者の安全を考慮し、自動肩当て装置、圧迫装置が装備されていること。

- (2) 発生方式はインバーター式であること。
- (3) 最大電力は、32kW以上で最大使用管電圧は125kV以上に設定できること。
- (4) エックス線管焦点は、小焦点 0.4mm 以下、大焦点 0.7mm 以下の 2 焦点を有する回転陽極 形であり、陽極熱容量は、600kHU 以上であること。
- (5) 平面検出器式撮影装置
  - ① 蛍光体は CsI とし、-20~60℃の環境で保管できること。
  - ② 最大撮影サイズは、12×12インチ以上であること。
  - ③ 画素サイズは、 $155 \mu$ m以下であること。
  - ④ 検出量子効率 (DQE) は、75%以上とし、ADC は透視撮影共に 16bit であること。
- (6) デジタルラジオグラフィ装置は、施設内の PACS システムに適応した装置であること。
  - ① CPU は、2GHz 以上であること。
  - ② 撮影画像収集マトリクスは、1,950×1,950マトリクス以上であること。
  - ③ 250GB 以上の画像記録用デバイスを装備しており、濃度分解能 12bit 以上で記録し、25,000 枚以上の非圧縮画像が記録可能であること。
  - ④ 本体画像記録用デバイス以外に画像を USB などの媒体に保管できる機能を有する (撮影後、確認操作を行った後、撮影画像を媒体に書き込みができること)。
  - ⑤ 縦横の2分割及び4分割での撮影が可能であり、撮影された画像は、撮影モニター上にて分割された個々の位置に表示されること。
  - ⑥ モニターに表示される撮影画像は、Window 幅、Level、 $\gamma$  補正を 1 枚毎に自動的に最

適化された画像であること。

- (7) 撮影時に画像のデリート(削除)が可能であること。
- ⑧ 情報セキュリティー管理として、画像処理装置もしくはセキュリティーゲートウェイにて、ウィルス感染への対策を行うこと。
- ⑨ 受診者の被曝線量として、画像処理装置若しくはゲートウェイワークステーションに て、検査単位での撮影及び透視の線量情報を 1 枚の DI COM 画像として保存可能なレポート機能を有すること。

#### 32 外部テント

後部出入口扉の上部に幅 2,000mm×長さ 1,500mm 程度の開閉出し入れテントを設け、後部出入口付近の待合室と車体後方(側方)の2箇所からテントの開閉が行えるものとする(開閉スイッチの場所は、指示する。)。

#### 33 車体安定ジャッキ

車体を安定させるため、水平調整可能な自動油圧式ジャッキを前後左右床下にそれぞれ取り付ける(車体が通常の高さから目安として 5~10cm 程度持ち上がる能力を有すること)。 なお、スイッチの場所は車体後部の指定箇所に設ける。

#### 34 タイヤ・ホイール

タイヤは、全てミックスラジアルタイヤとし、アルミホイール又はスチールホイールを装着する。また、スペアタイヤは、巻き上げ式のものを後部床下に設置する。

#### 35 バックミラー・アンダーミラー

左右ともに高速型熱線入りバックミラーを取り付ける。左側ミラーは電動格納式とし、アンダーミラー及びサイドアンダーミラーは左側に取り付ける。

#### 36 塗装

充分に防錆処理を施し、プライマー・サーフェサーを吹き付けた後に、指定色に仕上げる。 また、ボディの裏面にも黒の塗装をする。

次の指定文字を表示する。

- (1) 車体の前後 「兵」(前部のみ)、「兵庫県」
- (2) 車体の両側面 運転席側は「検診車」、「〇〇号」、「(愛称)」、「兵庫県旗」、「兵庫県保 健医療部」(文字の大きさは縦 120mm×横 900mm 以上)
- (3) その他のデザイン(宝くじロゴマーク等)及び文字については、指示する。 なお、受注業者決定後、別途、デザイン塗装の承認図を提出すること。

#### 37 付属品

- (1) 撮影用注意書きプレート、待合用注意書きプレート(文字については別に指定)
- (2) 受診者出入り口用踏み台1個(アルミ製)
- (3) 掃除機(収納できるもの)
- (4) アダプター (電源取り用大小各1個)
- (5) テスター、機械修理具及び車両工具一式、点検ハンマー
- (6) タイヤチェーン1組(シングル)
- (7) エックス線管理区域標識
- (8) 敷板(又は版木)※樹脂製で、最低、大2枚、小4枚とする(形状については別途指示する)
- (9) バリウム振とう器(1器)
- (10) 脱衣かご6個以上

- (11) 受診用紙回収箱 (大きさについては指示する)
- (12) 指定の形状のタイトル板とフィルムマーカー一式
- (13) 下駄箱及び傘立て
- (14) 100V 用延長コード
- (15) 予備手動油圧ジャッキ2組
- (16) 案内用マグネットシート (文字や数量については指示する)
- (17) ゴミ箱(数量、大きさについては指示する)
- (18) パイプ椅子、長机、プロテクター (形状については指示する)
- (19) 工業用 USB5 個

#### 38 諸費用

リサイクル料金及び車両登録に掛かる費用は購入費に含めるが、重量税及び自賠責保険は購入費に含めない(別途支払う)。

#### 39 打ち合わせ

収納棚、物置の形状(寸法)及び設置場所、カーテンの指定色等、詳細な点に関しては、落 札者と打ち合わせを行う。

また、仕様上、指定、指示と記載あるものは、別途、打ち合わせ等によって決める。

#### 40 立ち会い検査

製作途中及び納車時に医療法施行規則、JIS規格及び仕様書等に従った検査を行う。

#### 41 保証

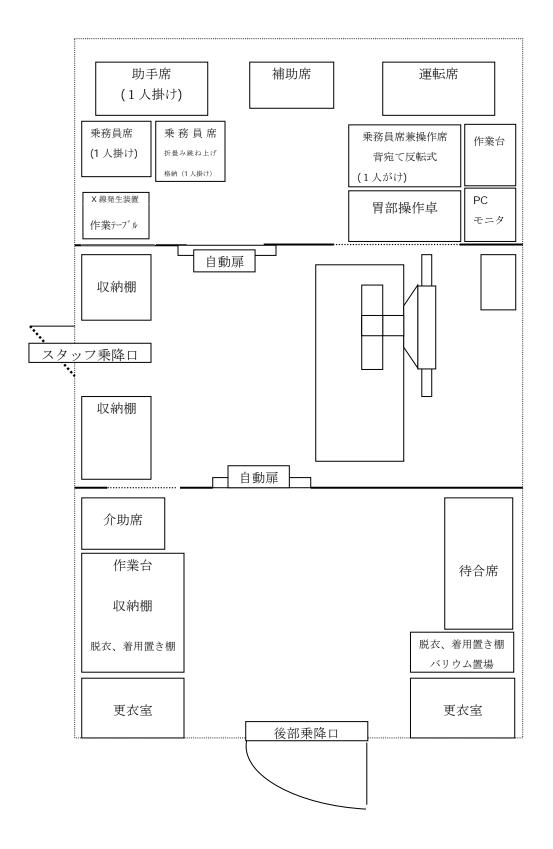
故意又は重大な過失による場合を除く保証については、最低1年間保証し、アフターサービスも併せて行うものとする。

ただし、保証期間が過ぎた場合であっても、設計不良、工作等に起因する不具合が生じた場合は、無償にて部品の交換、又は、修理を行うこと。

#### 【水大気課意見】

なし。 [協議回答番号:0706-1]

**車内レイアウト例** 別紙のとおり



### 仕様確認申込書

#### 件 名 胃がん検診車1台の購入

会社名:
担当者:
電話:
FAX:
メール:

品目	メーカー	型式	数量	定価(税別)	摘要
胃がん検診車			1 台		

※メーカー・型式等記入のうえ、カタログ等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期日までに提出してください

### 入札内訳書

			<u>会社名:</u>
件 名	胃がん検診車1台の	購入	
入札金額	į ¥	0	
		(消費税及び地方消	費税は除く)

品目	メーカー	型式	数量	単価(税別)	金額	摘要
胃がん検診車	0	0	1 台		0	
	合	ā†			0	

<sup>※</sup> 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

### 仕様等に関する質問書

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	
メール	

案件名	目がん検診車1台の購入

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の提出期間内に提出してください。

# 物品入札書

件 名 胃がん検診車1台の購入

入札金額	_¥		_

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品目	数量	単 価	金額	摘 要
胃がん検診車	1台			
計				

設 置 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和9年2月26日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項 及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

# 物品入札書

件 名 胃がん検診車1台の購入

入札金額	_ <del>\_</del>	

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品目	数量	単価	金額	摘 要
胃がん検診車	1台			
計				

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和9年2月26日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項 及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 兵庫県知事様 ※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行います。 本人確認が可能な写真付公的書類(運転免許証等)を 持参ください。

(再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。

また、参加申込時に届出が必要です。 電話番号、メールアドレスは<u>代表者が</u> 所属する部署のものを記載ください。 代理人氏名

電話番号

# 物品入札書【再入札用】

件 名 胃がん検診車1台の購入

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品目	数 量	単 価	金額	摘 要
胃がん検診車	1台			
計	_	_		

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和9年2月26日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその 他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

# 物品見積書

件 名 胃がん検診車1台の購入

入札金額

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品目	数量	単価	金額(月額)	摘 要
胃がん検診車	1台			
計				

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和9年2月26日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項 及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

# 物品見積書

件 名 胃がん検診車1台の購入

入札金額	$\underline{+}$		

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品目	数 量	単 価	金額	摘 要
胃がん検診車	1台			
計	_	_		

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和9年2月26日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその 他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

住

商号又は名称

所

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、 代理人の記名で見積書を提出してください。

代表者氏名 代理人氏名 電話番号、メールアドレスは<u>代表者が</u> 所属する部署のものを記載ください。 電話番号 メールアドレス

# 執行者立会人 確認書類 ※上記太枠内は記入しないでください。

# 委任状

入札公告されている胃がん検診車1台の購入案件について、私は下表に記載した者に入札 及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	sp sta 氏 名

令和 年 月 日

兵庫県 契約担当者 兵庫県知事様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

//\ <b>;</b>	[終	Ŀ	E,	1
以,也	巨小口	ン	L,	//

部署名:

職・氏名:

電 話: - - -

## 入札の注意事項(紙による入札の場合のみ)

1 入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類(次のいずれか1つを持参してください。)

- ①運転免許証
- ②運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)
- ③旅券 (パスポート)
- ④個人番号カード (マイナンバーカード)
- ⑤ 在留カード・特別永住証明書
- ⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳(身体障害者手帳等) 等
- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(様式第2号)(以下「参加申込書」という。)の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。

なお、参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

- (2) 参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札 する場合
  - 「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。

なお、委任状の提出は不要です。

(3) 参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状(押印あり)を提出してください。

入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

#### 2 入札書について

- (1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。 うち、「物品入札書」には金額を記入してください(第1回入札用)。 「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください(再入札用)。
- (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。 ※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
- 3 入札内訳書について

入札書に添付して提出してください。 なお、再入札用の場合も添付が必要です。

4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※ 見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

5 消費税及び地方消費税(相当額)について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入しないでください。<br/>
※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します。

### 提出書類等の注意事項(紙・電子共通)

下記に示す書類を、持参により提出して下さい。ただし、 $1 \sim 3$ 、5、6 については、兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)による提出が可能です(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

- 1 入札参加申込み (期限:令和7年7月29日(火)午後4時)
  - ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
  - ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
  - ③ 返信用封筒(110円切手を添付の上、宛先を明記すること。)

ただし、電子入札システムの利用による入札(以下「電子入札」という。)の場合は、同システムにより申請を行ってください。このとき、提出書類等の添付ファイルとして、担当者の氏名、連絡先電話・FAX番号の分かるファイル(書式・ファイル形式は問いません。)を添付してください。一般競争入札参加資格の確認結果については、同システムにより通知します。

- 2 仕様確認を求める書類等及び質問書(期限:令和7年8月12日(火)午後4時)
  - ① 仕様確認申込書
  - ② 仕様に適合していることを確認できる書類(カタログ等の使用が分かるもの等)質問がある場合は、「質問書(任意様式)」を提出願います。

(仕様確認申込書及び質問書は可能な限り様式のファイル (Word 形式, Excel 形式) もあわせて提出してください)

電子入札システムにより提出する場合は、**令和7年7月29日(火)の参加申込期限まで**に、「証明書等/提案書等」提出機能でカタログ等のファイルを添付(複数ファイルの場合は1ファイルに圧縮)して送信することにより行ってください。

なお、<u>添付されるファイルの合計容量が1MB以下</u>でお願いします。送信できない場合は、出納局物品管理課まで連絡願います。

- 3 入札日(**令和7年8月26日(火)午後4時:兵庫県庁1号館1階入札室、電子入札の場 合を除く。**)
  - ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
  - ② 入札書及び入札内訳書 2通(1回目入札用、再入札用)
  - ③ 出席者の本人確認書類(免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が 発行した顔写真付公的書類)
    - ※ 郵送の場合は**令和7年8月25日(月)午後5時まで**に①、②(1回目入札用)の書類を提出してください。
    - <電子入札の場合>

電子入札書提出期間:令和7年8月19日(火)午後5時から

**令和7年8月26日(火)午後4時**まで(土曜及び日曜日を除く。)

4 入札保証金の納付について**(期限:令和7年8月22日(金)正午締切)** 

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

5 入札額について

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価

格(契約金額)とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額としてください。

#### 6 入札内訳書について

入札内訳書は入札書と同時に提出してください。紙で入札する場合は入札書に添付し、 電子入札する場合は作成したファイルを入札書に添付の上、提出してください。

#### 7 再入札について

1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし「電子入札システム」による入札参加者がある場合は、**再入札日時は 令和7年8 月29日(金)午後4時、入札不調による見積書提出期限は同日**を予定しております。 (但し、入札参加希望者全者が了解した場合には再入札等を入札日に行う場合があります。) なお、郵送での入札参加がある場合には、再入札の日程については、別途設定し、1回目の入札終了後ご連絡させていただきます。

#### 8 契約時 (落札業者のみ)

- ① 契約書 2通(物品管理課で準備する契約書に記名・押印すること。)
- ② 契約保証金(履行保証保険または誓約書) 本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から7日 (県の休日は除く。)以内に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証 保険に加入した場合は、落札の翌日から7日(県の休日は除く。)以内の任意の日を開始

日としたその保険証書を提出して下さい。 「様式8 (第5の16関係)誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除します。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各 入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び 提出をしてください。

### 契約書(案)

1 品 名 胃がん検診車

2 規格(形式) 仕様書のとおり

3 数 量 1台

4 契約金額 ¥

(内 訳) 消費税及び地方消費税の額 ¥

5 納入期限 令和9年2月26日

6 納入場所 兵庫県庁1号館(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)にて確認検査後公

益財団法人兵庫県健康財団神戸西事務所(神戸市西区学園西町6丁目3番1

号) へ回送

(詳細は仕様書のとおり)

7 契約保証金

8 納入の方法 兵庫県の指示による

兵庫県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

(総 則)

- 第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
- 2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高 級な品質を有するものを納入しなければならない。
- 3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要 なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

- 第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。
- 2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべてこの負担とする。
- 3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立て ることができないものとする。

(手直し、補強又は取替え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定 した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

- 第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。
- 2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に 帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲

が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内 に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができ る。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。
- 5 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に 通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求 及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大 な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

- 第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第10条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

 令和7年度
 0円

 令和8年度
 円

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。 (乙の請求による契約履行期限の延長)
- 第11条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期 間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である ときは、この限りでない。
  - (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- 第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
  - (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
  - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
- 第12条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるもの

であるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、 甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

#### (暴力団等の排除)

- 第13条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
  - (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団排除条例施行規則 (平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号) 第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

#### (情報の利用)

- 第14条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。
  - (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
  - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

#### (警察の捜査への協力)

第15条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、 甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

#### (適正な労働条件の確保)

第16条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

#### (履行遅延の場合の違約金)

- 第17条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を 支払わなければならない。
- 3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

#### (賠償の予約)

- 第18条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。
  - (1) 刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6による刑が確定したとき。
  - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、 排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告

訴訟を提起した場合を除く。

- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第 20 条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

- 第 21 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、 乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請す ることができる。
- 2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(協 議)

第22条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則 (昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。 ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関す る電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 齋藤 元彦

乙 住 所会 社 名代表者名

#### 「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

(基本的事項)

- 第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令(以下「労働関係法令」という。)を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者(以下「特定労働者」という。)に対する最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。)以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
  - (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。)
  - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者(以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。)
- 2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規 定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

- 第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく 業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方(以下「受注関係者」という。)は、労 働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。) が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、そ の写し(第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写 しを含む。)を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者(以下「下請関係者」という。)が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者(下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
  - (1) 乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に 送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第3 甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、 解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下 請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければ ならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規 定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

- 3 甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。 (労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)
- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の 違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲 に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その 旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなけれ ばならない。
- 3 乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)
  - (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求 することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

#### 別表 (第1関係)

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

### 誓約書

暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団 及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

#### 誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

胃がん検診車1台の購入

- 2 誓約事項
  - (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
  - (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
    - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
    - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
    - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
  - (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
  - (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
  - (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求 その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
    - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
    - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地 名 称 代表者職氏名 電 話 電子メール

#### 別表(誓約事項(1)関係)

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

#### 誓約書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に係る契約保証金の免除について、下記2 の事項を誓約する。

記

#### 1 契約名

胃がん検診車1台の購入

#### 2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

- (2) 本契約についても、誠実に履行すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地 名 称 代表者職氏名 電 話 電子メール

#### 「留意事項]

誓約書の2(1)には、過去2年間(注1)に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体 その他知事が指定する公共的団体(注2)とその契約と種類(注3)及び規模(注4) をほぼ同じくする(注5)契約を数回以上(注6)にわたって締結し、履行したものの みを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類(契約書(変更契約書を含 む。)の写し、履行実績証明書等のいずれか)を添付すること。ただし、入札参加申込 時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

- (注1)「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。
- (注2)「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。
- (注3)「種類」とは、次表のとおりとする。(例示)

区分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

- (注4)「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額 の記載があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、 契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。
- (注5)「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。
- (注6)「数回以上」とは、2回以上をいう。